

茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例（平成27年茅ヶ崎市条例第47号。以下「条例」という。）に基づく犯罪被害者等に対する転居支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた次に掲げる罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定されているものを除く。）に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

ア 人の生命又は身体を害する罪

イ アに掲げる罪に該当するものを除く性犯罪

(2) 性犯罪 刑法第176条から第179条までの罪、第181条の罪及び第241条の罪並びにこれらの罪（第176条及び第178条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。

(3) 重傷病 1か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。

(4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者及び次に掲げる者であつてアからカまでそれぞれに掲げる事項によりやむを得ず茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録をされずに茅ヶ崎市内に居住しているものとする。

ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

(5) 犯罪被害 犯罪行為による被害であって次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。

ア 第2条第1号アに掲げる罪に当たる行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）

イ 第2条第1号イに掲げる罪に当たる行為による被害

(6) 犯罪被害者である市民 犯罪被害を受けた者であって当該犯罪被害に係る犯罪行為の発生の際市民であった者をいう。

（支援金の支給）

第3条 市長は、犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害の当時居住していた住居（以下「犯罪被害時住居」という。）に居住することが困難となったと認められる者が、新たな住居に転居するための費用を支払ったときは、その者に対し支援金を支給する。

（支援対象者）

第4条 前条に規定する犯罪被害時住居に居住することが困難となったと認められる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 犯罪被害者である市民

イ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、当該犯罪被害の当時、当該犯罪被害者である市民と同居していた者

(2) 次のいずれかに該当する場合であって、犯罪被害時住居に引き続き居住することが困難であると市長が認める者

ア 犯罪行為による被害により犯罪被害時住居が滅失又は著しく損壊した場合

イ 犯罪被害時住居又はその付近において当該犯罪行為が行われた場合

ウ ア及びイに類する事由があったと市長が認める場合

(3) 犯罪被害時住居から転居する者

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、引越に係る運送費用（引越事業者を支払ったものに限る。）、荷造り等のサービスに係る費用（引越事業者を支払ったものに限る。）及びその他市長が転居のために必要と認める費用の合計額とし、その上限は100,000円とする。

（支援対象者の範囲及び順位）

第6条 支援対象者が複数ある場合は、次の各号に掲げる順序とする。

- (1) 犯罪被害者である市民
 - (2) 犯罪被害者である市民と同居していた遺族
- 2 それぞれの支援金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その1人に対してしたそれぞれの支給は、全員に対しなされたものとみなす。
- 3 次のいずれかに該当する者は、支援対象者としなす。

- (1) 犯罪被害者である市民を故意に死亡させ、又は犯罪被害者である市民の死亡前に支援対象者を故意に死亡させた者
- (2) 犯罪被害者である市民に対する暴力若しくはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をしていた者又はこれらに相当する行為をしていた者で支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めた者

（支給の制限）

第7条 市長は、次に掲げる場合には、支援金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
 - (2) 次条第1項の申請書を提出する者が暴力団員等（茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）であったとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めたとき。
- 2 同一の犯罪被害につき同一世帯の中に支援対象者がいた場合においては、既に支援金の支給を受けた世帯には、重ねて支援金の支給を行わないものとする。

（支援金の申請）

第8条 支援金の支給を受けようとする者は、茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、申請に偽り等の不正等がないことを誓約する書類及び関係機関に犯罪行為の照会をすることについて同意したことを証明する書類並びに次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、

それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者である市民が死亡し、その遺族が支援金の支給を申請する場合

- ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- ウ 申請者と犯罪被害者である市民が当該犯罪行為の発生時に同居していたことを証明することができる書類
- エ 犯罪被害者が犯罪行為の発生時に市民であったことを証明することができる書類
- オ 転居費用を支払ったことを証明する書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者である市民が性犯罪による犯罪被害を受けた場合

- ア 犯罪被害者が犯罪行為の発生時に市民であったことを証明することができる書類
- イ 転居費用を支払ったことを証明する書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 犯罪被害者である市民が前号に掲げる以外の犯罪被害を受けた場合

- ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- イ 犯罪被害者が犯罪行為の発生時に市民であったことを証明することができる書類
- ウ 転居費用を支払ったことを証明する書類
- エ その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、犯罪行為による被害が発生した日から1年を経過したときはすることができない。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由によりこの期間を経過する前に同項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由がやんだ日から1年以内に限りすることができる。

4 第1項の規定による申請は、1つの犯罪被害につき1回までしかすることができないものとする。
(支給の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに、支援金を支給し、又は

支給しない旨を決定し、茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者である市民及びその遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

（支援金の請求）

第10条 前条第1項の規定による通知により支給決定を受けた者は、茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金請求書（第4号様式）を市長へ提出し、支援金を請求するものとする。

（返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるとき又は支援金を交付した後において、第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給決定を取り消し、支援金をその者から返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行し、同年10月1日以後に発生した犯罪行為による被害について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金申請書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

次のとおり茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金を申請します。

申請者	ふりがな氏名	
	住所	
	電話番号	
	被害者との続柄	
被害者	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日生
	被害当時の住所	
	現在の住所	【重傷病又は性犯罪被害の場合】
	電話番号	【重傷病又は性犯罪被害の場合】
	死亡年月日	【死亡の場合】 年 月 日
被害の状況	犯罪行為を受けた日	年 月 日 時 分頃
	犯罪行為が行われた場所	
	被害の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の受理番号	警察署 号 罪名 年 月 日 第
申請履歴	当該犯罪被害について他の支援の申請の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無

第2号様式（第9条関係）

茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金審査結果通知書

茅ヶ崎市指令第 号

年 月 日

様

茅ヶ崎市長

印

年 月 日付けで申請のありました茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 転居支援金を支給します。

支給金額 円

2 支援金を支給できません。

（理由）

（事務担当 市民安全部市民相談課 市民相談担当）

第3号様式（第10条関係）

茅ヶ崎市犯罪被害者等転居支援金請求書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

次のとおり犯罪被害者等転居支援金を請求します。

申請者	ふりがな 氏名								
	住所								
	電話番号								
	被害者との続柄								
被害者	ふりがな 氏名								
	生年月日	年	月	日生					
	被害当時の住所								
請求金額	金 円								
金融機関・本支店名	銀行・信用金庫・労働金庫 本・支店								
口座種別・口座番号	口座	口座番号							
口座名義人	(ふりがな)								